「合理的配慮申請希望の学生の例」～合理的配慮でできること・できないことについて～



学生

中学生の時に発達障害と診断され、高校までは担当の先生が、授業ごとに課題の提出期限や苦手なことについて確認をしてくれました。
大学に入り、自分でしないといけないことが増え、課題を期日内に提出できないことや、授業に遅刻・欠席してしまうことが増えました。単位が取れないのではと心配で困っています。
合理的配慮を申請したら、どういうことができるの？

合理的配慮は、障害によって生じる修学上の困難を軽減し、他の学生と同じように教育を受ける機会を確保するために、必要な変更や調整を行うものだよ。
医師の診断書や高校までの教育支援計画書などの資料を確認しながら、大学でどのようなことに困っているのか、どのような配慮が必要なのかを一緒に考えていくよ。
診断名だけで配慮の内容が決まるわけではなく、大学での修学上の困難や本人の希望などを踏まえて検討するよ。

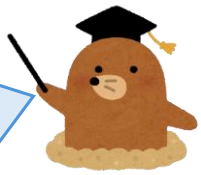

支援室



学生

課題を提出期日が過ぎた後も出せるようにしてほしい。
遅刻や欠席も認めてほしい。休んだとしてもわざとじゃないから、出席にしてほしい。
できるだけ単位も取りたい！

合理的配慮は、希望すれば何でも認められるものではないよ。
授業の目的や評価基準、科目の特性などを踏まえて、学生本人と大学・授業担当教員との建設的な対話を通じて、具体的な配慮内容を検討するよ。

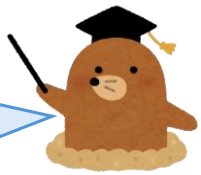

支援室

気をつけるポイント

例えば、

課題について

障害の特性によって期限内の提出が難しい場合、教員に相談した上で、可能な範囲で提出期限を延長するなどの調整を検討することがあるよ。
ただし、期限を無期限に延長することはできないよ。

遅刻・欠席について

障害の特性によって遅刻や欠席が生じる場合、そのことを授業担当教員に周知したり、科目の特性や授業の目的を踏まえて、可能な範囲で代替的な修学方法を検討したりすることがあるよ。
ただし、欠席を一律に出席扱いにすることを保証するものではないよ。

単位について

合理的配慮は、単位修得を保証するものではないよ。
必要に応じて評価方法を調整することはあっても、授業の目的や評価基準そのものを変えて、単位を取得できるようにするものではないよ。

大切なのは、「診断名があるから何でも認めてもらえる」ということではなく、
大学でどんなことに困っていて、それによってどんな修学上の支障が生じているのかを具体的に伝えて、一緒に方法を考えることだよ。